

令和7年度東京都後期高齢者医療保険料収納対策実施計画

令和7年4月1日
保険部長決定

1 目的

後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要である。

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、収納対策の内容等について、東京都の協力の下に市区町村間の調整を図り、区域内において整合性のとれた収納対策を実施するため、収納対策に係る本計画を策定する。

なお、この計画は、厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（令和6年11月15日付け保高発1115第1号「後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて」）に基づき策定するものである。

2 目標

保険料の収納の確保に当たっては、滞納の初期の段階からきめ細かな収納対策を行うことが不可欠であるため、以下の目標値を設定した上で、効果的かつ効率的な取組を行う。

（1）広域連合の目標

広域連合は、区域内において整合性のとれた収納対策を実施することにより、令和7年度の現年度分保険料収納率（以下「保険料収納率」という。）が、令和4年度の全国平均保険料収納率99.47%を上回ることを目標とする。

（2）市区町村の目標

ア 令和5年度の保険料収納率が99.47%に達していない市区町村は、当該市区町村の令和7年度の保険料収納率を99.47%とする。

イ 令和5年度の保険料収納率が99.47%に達している市区町村は、引き続き、保険料収納率の向上に努めるものとする。

3 保険料収納対策に係る具体的取組

広域連合と収納に当たる市区町村は、被保険者に対し、保険料の納付に対する十分な理解が得られるよう最大限努めるとともに、以下の効果的かつ効率的な収納対策に係る具体的取組を講じる。

（1）市区町村の取組

ア 催告書の送付

市区町村は、保険料を滞納している被保険者に対し、滞納額及び納付期日等を記載した催告文書を郵送することにより、早期の自主納付を促す。

イ 滞納の初期の段階からのきめ細かな収納対策の実施

市区町村は、被保険者の収入、生活状況等に応じて次に掲げるようなきめ細かな取組を行い、適切な収納を図る。

- ① 文書による督促や催告のみではなく、電話、臨戸訪問等による催告・納付相談も実施すること。なお、被保険者と連絡が取れない等の場合にあっては、関係各所と連携し、被保険者の地域での居住実態を把握した上で行うこと。
- ② 被保険者の状況に応じて、保険料の分割納付、減免・徴収猶予制度について十分に説明すること。

ウ 納付計画の作成

市区町村は、保険料を直ちに納付することが困難である被保険者について、その収入、生活状況等を十分に考慮した上で、保険料の分割納付、減免・徴収猶予等の活用を含めた納付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結びつける。

エ 滞納処分の積極的な実施

市区町村は、きめ細かな収納対策を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 113 条の規定に基づく滞納処分を積極的に行うことにより、現年度分及び滞納繰越分収納率の向上を図る。

オ 普通徴収対象者に係る口座振替の推進

市区町村は、納め忘れの防止や期限内納付に効果があることから、普通徴収対象者に対して積極的に口座振替の勧奨を行う。

- ① 新規資格取得者及び普通徴収対象者に納入通知書を送付する際、「口座振替依頼書及び勧奨チラシ」を同封する。特に、特別徴収から普通徴収に変更になった被保険者に対しては、丁寧に勧奨を行う。
- ② 国民健康保険の口座振替を利用していた新規資格取得者に対して、後期高齢者医療制度加入後は改めて口座振替の手続きが必要であることについて、丁寧に周知を行う。
- ③ 広報紙への掲載、チラシの作成、窓口（被保険者証の交付、療養費の申請受付）、臨戸訪問等、あらゆる手段・機会を最大限活用し、口座振替の勧奨を行う。

カ 広報の効果的・効率的な実施（広報紙、ホームページ等）

市区町村は、被保険者の自主納付を促進するため、納付勧奨及び納付方法、納期の周知、納め忘れに対する注意喚起等について、積極的な広報活動を行う。

（2）広域連合の取組

ア 広報の効果的・効率的な実施（広報紙、ホームページ等）

広域連合は、制度や給付等の仕組みに関する情報の提供、広域連合の財政状況等に関する情報の公開等を行う。

なお、広報紙（東京いきいき通信）、ホームページ（東京いきいきネット）、ガイドブック（後期高齢者医療制度のしくみ）等を作成する際は、被保険者が 75 歳以上の高齢者であることを踏まえ、内容、表現方法、情報量等について可能な限り配慮する。

イ 情報の提供

広域連合は、市区町村の収納に関するデータ、効果的かつ効率的な収納対策事例等について、積極的に市区町村に対し情報提供を行う。

ウ 会議の活用

広域連合は、広域連合協議会保険料部会等の機会を活用し、市区町村との間で効果的かつ効率的な収納対策について検討を行う。

エ 収納対策研修会等の実施

広域連合は、収納に当たる市区町村の担当職員を対象に保険料等徴収事務に携わり、広く実務経験を持つ講師を招き、収納率の向上についての講義及び収納対策を行う自治体相互の意見交換会により、市区町村の収納率の向上を図る。

オ 市区町村に対する聴き取り及び情報提供

広域連合は、収納率の低い市区町村に対して、必要である場合には適宜、その市区町村に対し、より効果的な収納対策が実施できるよう、滞納整理事務実施状況の聴き取りや情報提供等を行う。

カ 収納率向上につながる制度改正への要望提出

全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて厚生労働省へ収納率向上につながる制度改正を要望する。

- ① 年齢到達等により国民健康保険から後期高齢医療制度に移行する際に、引き続き口座振替を行う場合、口座振替における口座情報を引き継ぐことが可能となるよう、全国銀行協会等関係機関と調整すること。
- ② 国民健康保険から後期高齢医療制度に移行する際に、普通徴収に変更されることなく公的年金からの特別徴収を引き継ぐことが可能となるよう調整すること。
- ③ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える場合であっても希望により特別徴収の実施を可能とすること。

(3) 東京都の取組

東京都は、収納率向上対策支援計画及び東京都後期高齢者医療事務（区市町村）検査・助言等実施計画に基づき、次の支援を行う。

ア 研修の実施

市区町村が効果的に収納対策を実施できるよう、市区町村職員向けに収納率向上対策研修を実施する。

イ 事務検査の実施

市区町村に対して毎年度実施している事務検査において、収納対策に関して市区町村が抱える課題についてヒアリングをし、必要な情報提供や助言を行う。なお、実施に際しては、収納対策に関するデータ等について広域連合と情報連携を行う。

ウ その他

市区町村が効率的な徴収体制を構築できるよう、徴収指導員による支援を行う。

令和7年4月1日策定
東京都後期高齢者医療広域連合保険部資格保険料課